

議 事 録

会議の名称	平成28年第4回本庄市農業委員会総会
開催日時	平成28年4月25日(月) 午後3時から 午後4時50分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議 題	1 第18号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 2 第19号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年) 3 第20号議案 農地法第4条の規定による許可申請について 4 第21号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 5 第22号議案 本庄市環境審議会委員の推薦について 6 報告第12号 農地法第3条の3の規定による届出について 7 報告第13号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 8 報告第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
配付資料	1 平成28年第4回本庄市農業委員会総会議案 2 平成28年第4回総会 その他連絡事項 3 育てよう みどりは未来のたからもの
主管課	農業委員会事務局

会 議 の 経 過

発 言 者	発 言 内 容
事務局長	それでは、ただ今より総会を始めさせていただきます。 最初に、開会の言葉を清水会長代理にお願いいたします。
清水会長代理	1か月のご無沙汰ですけれども、第4回の総会を始めます。この1か月は様々なことがあり、普段より、長い1ヶ月のような気がしますけれども、この後の日程も忙しいので、私語をなくして、スムーズな議事進行にご協力お願いいたします。

事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、田端会長より、ご挨拶をお願いします。</p>
田端会長	<p>皆さま、こんにちは。大変暖かくなりまして、我々普通の農家も急がしくなってきた感じがします。ただ残念なことに本庄市万年寺で火事があり、調べてみたら遊休農地で、いろいろな物があり、良くない状態であったということですが、先ほど鎮火しました。私たちは農業委員なので、遊休農地に危ないものがあつたら、ある程度早く地元の農業委員の方が把握していただいて、注意できるものは注意していただき、無理ならば市役所の環境推進課に届け出ていただければ、何かの時には役に立つと思いますので、厄介でも連絡をお願いいたします。事務局長は、今回の総会が初めてですので、皆さまお手柔らかにお願いします。いつも皆様に議論していただいている議案1ヶ月分を埼玉県に送付し、議論するのですが、その議案書も会議当日に配付されます。本庄市の場合は、1週間前に配っていただいているので、皆さん個人が議案内容をある程度把握できていると思います。常任会議で当日配付されて、異議なしで可決した議案書をなぜ持ち帰ってはいけないのかなどの問題が過去にあつたのも事実です。それも個人情報なので、いたしかたありません。今までは、毎月17日の常任会議の後、2、3日後には県の許可が下りていたのですが、今回から25日の総会で決めたものを月初めに常設審議委員会で審議し、その後に、埼玉県知事が許可するので、時間があると漏れる場合があり、不具合が生じるので、常設審議委員会も議案書は当日配付され、会議後には回収することに決まりました。本庄市農業委員会では、どなたでも発言していただける議論し易い場所とし、意見を1つにまとめて埼玉県に持って行きたいと思いますので、ぜひご協力をお願いいたしまして、極めて簡単ですが挨拶に代えさせていただきます。</p> <p>本日は、よろしくお願いします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任委員36名中36名全員の出席となっておりますので、総会が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入りますが、本庄市農業委員会総会会議規則第5条により、会長は会議の議長となることになっておりますので田端会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いします。</p>

議長	<p>議事に入る前に本日の議事録署名委員及び会議書記の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>本日は、35番間正始委員と36番関根延一委員に議事録署名委員をお願いいたします。また、会議書記は事務局職員の中村主査を指名いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>第18号議案農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局に説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>第18号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。第18号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、議案書2ページをご覧ください。申請件数は2件で、2件とも売買による所有権移転でございます。申請内容をご説明いたします。整理番号1です。申請人の住所及び氏名は、記載のとおりです。申請地は、宮戸地内の畑1筆です。面積は記載のとおりです。申請事由及び権利区分は、売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。担当委員は、金井裕委員でございます。</p> <p>次に、整理番号2です。申請人の住所及び氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆です。面積は記載のとおりです。申請事由及び権利区分は、売買による所有権移転です。経営状況は記載のとおりです。担当委員は、宮部委員でございます。以上でございます。</p> <p>農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件がございまして、まず、全部効率利用要件で、農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50a以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこと、となっております。農地の受け手がこれらの要件にすべて該当しないと許可できませんので、整理番号1については、農地としての利用が不可能な状況の農地が一部ございますので、全部効率利用要件を満たしていないと思われまます。整理番号2については、許可判断要件にすべて該当しており</p>

	ます。以上でございます。
議長	整理番号1について、金井裕委員の調査報告をお願いいたします。
金井裕委員	12番、金井裕です。報告させていただきます。受人の一部の農地がで耕作されず、保全管理もされておられませんので、事務局の説明のとおりだと思って現地を見てきました。
議長	皆様のご判断をお願いいたします。整理番号1番につきまして、みなさんから何かご質疑がありましたらお願いいたします。
荻野委員	一部の農地で保全管理がされていないということですが、どんな状況か説明していただきたい。
議長	全部耕作していないということではないですか。
金井裕委員	はい。
議長	ほかに、ご質疑はございませんか。 (なし、の声) それでは、お諮りします。整理番号1について、賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手0人) 賛成0人ですので、整理番号1については不許可といたします。
武政委員	お聞きしたいのですが、解消されれば許可という案件ではないのですか。
議長	結局、全部耕作していないので、許可できないということです。
武政委員	今回は、不許可ということで、条件付ではないのですか。
議長	条件付での許可ではなく、全部効率利用要件を備えて、再度、申請いただければ、許可したいということです。 整理番号2について、宮部委員の調査報告をお願いいたします。
宮部委員	3番宮部延一です。受人の方は、米を中心に耕作している方で、一生懸命農業をやっております。審議よろしく申し上げます。
議長	整理番号2について、皆さまより何かご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について許可することにご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、整理番号2については許可といたします。 次、第19号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)を上程いたします。事務局より

	説明をお願いいたします
事務局長	<p>第19号議案を説明いたしますので、議案書3ページをご覧ください。第19号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（通年）、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、議案書4ページから6ページをご覧ください。今回の申請件数は14件で、畑、15筆、田、11筆、計32,237㎡の利用権設定でございます。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て市で公告しますが、決定の要件としては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項により市で定めた基本構想に適合することが必要です。本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、すべての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件をすべて備えることと定められております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件をすべて満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>飯島委員につきましては、利用権を受けるものとして本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事参加できませんので、一時退席をお願いいたします。</p> <p>（飯島委員退席）</p> <p>第19号議案について、皆さまより何かご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>（なし、の声）</p> <p>それでは、お諮りいたします。第19号議案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし、の声）</p> <p>ご異議ございませんので、第19号議案については原案のとおり決定いたしました。</p> <p>飯島委員に入ってもらってください。</p>

	<p>(飯島委員着席)</p> <p>次に、第20号議案農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>第20号議案を説明いたしますので、議案書7ページをご覧ください。第20号議案農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第4条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第4条の規定により別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、議案書8ページをご覧ください。申請件数は、4件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号1をご説明いたします。申請人の住所及び氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑1筆です。面積は、記載のとおりです。転用目的は、事務所兼住宅用地です。申請事由は、事務所併用住宅建築工事です。用途地域は、第1種中高層住居専用地域です。地区担当は、高橋清一郎委員でございます。</p> <p>申請地は、第1種中高層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われまます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1を高橋清一郎委員より調査報告をお願いいたします。</p>
高橋清一郎委員	<p>21番高橋清一郎です。これは、地図を見ていただくと分かるとおり第1種類中高層住居専用地域でございまして、家を建てることについては、問題ないと考えまます。この場所は、児玉白楊高校の付近で、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんの隣です。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>この案件について、皆様からご質疑ありましたらお願いいたします。ありませんか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について許可相当とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたし</p>

	ます。
間正委員	35番間正始です。議長、整理番号2についてですが、私の身内に当たりますので、退席したいと思います、許可をいただきたいと思いません。
議長	一時退席をお願いいたします。 (間正委員退席) 次に、整理番号2について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局長	整理番号2をご説明いたします。申請人の住所及び氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑1筆です。面積は、記載のとおりです。転用目的は、太陽光発電施設用地です。申請事由は、太陽光パネル設置工事です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、高橋清一郎委員でございます。 申請地は、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。
議長	整理番号2を高橋清一郎委員より調査報告をお願いいたします。
高橋清一郎委員	21番高橋清一郎です。これは、太陽光パネル設置での転用で、申請地は南向きに傾斜している農地でございます、農地そのものはあまりいい土地ではございませんけれども、太陽光パネルを設置するには適した場所であると思ひます。環境からみても問題ないと思ひますので、皆さまの審議をお願いいたします。
議長	整理番号2について、何か皆さんからご質疑がありましたらお願いいたします。
小暮委員	22番小暮明男です。地図を見ると申請地のところに何か建物が建っているように見えますが、更地になっているのですか。
高橋清一郎委員	更地で草だけです。
議長	私の方からよろしいですか。この案件について、県と一時調整がありました。これは白地なので、今だったら、転用も良いという意見も出たのですが、実は、農業振興地域に近い白地なので、次回の場合は、もう少し検討すべきであるという埼玉県の見解がありました。今回は、これ

	<p>で通す予定です。他に皆さんから質疑はございませんか (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について許可相当とすることにご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 間正委員に入ってください。 (間正委員着席) 整理番号3について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号3をご説明申し上げます。申請人の住所及び氏名は、記載のとおりです。申請地は、北堀地内の田1筆です。面積は、記載のとおりです。転用目的は、農業用倉庫用地です。申請事由は、倉庫建築工事です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、庄田委員でございます。 申請地は、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われれます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われれます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号3を庄田委員より調査報告をお願いいたします。</p>
庄田委員	<p>24番庄田榮です。4-3の地図を見てください。申請地の農地は、申請人の息子の家の隣で、農業用倉庫を建てたいということです。南側に川、北側に道があります。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>この整理番号3について、皆さまよりご質疑ありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可相当とすることにご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 整理番号4について、事務局より説明をお願いいたします。</p>

事務局長	<p>整理番号4をご説明申し上げます。申請人の住所及び氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町八幡山地内畑1筆です。面積は、記載のとおりです。転用目的は、資材置場用地です。申請事由は、資材置場整地工事です。用途地域は、第1種中高層住居専用地域です。地区担当は、武政委員でございます。</p> <p>申請地は、第1種中高層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>
議長	整理番号4について、武政委員より調査報告お願いいたします。
武政委員	19番武政恒雄です。4-4の地図を見ていただけますか。申請地は、川の端です。まわりに道らしい道もなく、申請人も苦慮しており、この際、資材置場として利用したいとのこと。よろしく願います。
議長	<p>この整理番号4について、皆さまよりご質疑ありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可相当とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、第21号議案農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>第21号議案を説明いたしますので、議案書13ページをご覧ください。第21号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、議案書14ページ、15ページをご覧ください。申請件数は、全部で8件でございます。以上でございます。</p>
議長	整理番号1について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局長	整理番号1をご説明いたします。申請人の住所及び氏名は、記載のと

	<p>おりです。申請地は、大字なし地内の田1筆と畑4筆です。面積は、記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、細野林之助委員でございます。</p> <p>申請地は、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	整理番号1を細野林之助委員より調査報告お願いいたします。
細野林之助委員	10番細野林之助です。5-1の地図を見ていただくと、児玉から坂東大橋に通じる国道462号線と町から坂東大橋に通じる県道があり、その中間に申請地があります。細い線の南東部分が田んぼで、その他が畑です。以上でございます。
議長	整理番号1について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。
亀田委員	20番亀田伸一郎です。本庄消防署が老朽化により建て替えのため、この近所に移転するというお話を伺っているのですけれども、その計画と本計画については、不都合がないかどうかについて確認が必要です。消防署がこの近辺に移転する計画が今進んでいるという話を私は聞いているのですが、どうなのでしょう。
議長	市長の話ですと、ここはまだはっきりしていないようですけれども、計画があるということは聞いています。確かに、大きい道路に面するとは言っていましたね。
亀田委員	たまたま私の知り合いが自分の家の土地を含めて測量に入って、ここに建てるような話をされたので、どの程度調整が済んでいるのかと思いました。もし、ここだとすれば、不都合がないかその確認はされた方がよいかと思ひまして尋ねました。
事務局長	そのような相談は、事前に事務局へなされておられません。
亀田委員	消防署の建設については、転用手続きが不要のため、農業委員会に事前相談がないのかもしれませんが、この近くの方から、具体的にどのくらいの面積かは聞いていませんが、もしも、ここだとすれば相当な面積を使うと思いますので、不都合がないようにしなければなりません。

高橋清一郎委員	農業委員会の立場で検討すれば良いのではないですか。その後の話なので、この件についてはこのまま審議すべきです。
議長	<p>それが妥当だと思いますのでよろしいですか。他に皆さん何かございますか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について許可相当とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>また、亀田委員の意見は、伺っておきます。</p> <p>整理番号2と3は関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>まず、整理番号2をご説明いたします。申請人の住所及び氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町秋山地内の畑5筆です。面積は、記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、福田委員でございます。</p> <p>申請地は、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。</p> <p>次に、整理番号3をご説明いたします。申請人の住所及び氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町秋山地内の畑14筆です。面積は、記載のとおりです。権利区分は、賃貸借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、福田委員でございます。</p> <p>申請地は、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不</p>

	許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上です。
議長	整理番号2と3は関連がありますので、一括して福田委員より説明をお願いいたします。
福田委員	32番福田光男です。申請地は、議案書17ページの斜線部分です。国道254号線沿にありまして、篠等が生い茂る荒地でございました。現地確認して来ましたが、農地の保全管理作業が進められておりました。遊休農地の解消もされ、太陽光発電施設用地になるということです。ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	この整理番号2と3について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。
高橋清一郎委員	これら全部で面積は、どれくらいありますか。
局長補佐	約11,000㎡でございます。これ以外にも宅地部分と雑種地、山林部分を合わせますと、全部で16,000㎡でございます。以上です。
高橋清一郎委員	児玉町高柳あたりの太陽光発電施設の光が、電波を乱す傾向があるのではないかという話が東京電力からきておりますが、申請地の隣に何軒か人家があるようです。それらの方から事前の了解はいただいているのでしょうか。
議長	事務局お願いいたします。
局長補佐	本計画を進めている受人にて、確認していると聞いております。
福田委員	現場を見に行ったときに心配したのは、平地でなくて傾斜地のため、人家のところまで傾斜しているのかよく確認してきたのですが、人家までは、傾斜部分が入っていないのでいいのかなと思いましたが、傾斜であれば大雨の時に土砂が流れるおそれがあるので注意して、指導していただければありがたいと思います。その点だけが心配でした。
清水会長代理	地元で昔、土砂を掘ったところに太陽光発電施設は問題ないだろうということで農地転用を含めて諮ったことがあるのですが、その後の工事の状況を見ると、ものすごく土を積み上げております。東京あたりで出た残土を積み上げているので、地元の人が見て、これだと雨の時、崩れるのではないかという心配をしているのです。太陽光発電施設だったら、何の問題もないと思っていましたが、工事のやり方によっては、そういう問題もあるので、その部分は、太陽光発電施設の工事ですが、別の許可要件があるはずだと思います。いろいろ考える必要が出てきているのかもしれない。

議長	事務局には、詳しい設計が提出されていると思うので、事務局より補足説明いたします。
局長補佐	事務局より説明します。現地は、篠が生えている状況の農地で、それは畑に戻していただく形で現在、対応している次第ですが、現在の傾斜地をそのまま利用して太陽光発電施設を建てる計画でございますので、大きな土盛り等は聞いておりません。雨水については、地下浸透にて処理される予定でございます。以上です。
間正委員	先ほど担当委員の説明もありましたが、ここは国道254号線に向かって北傾斜の場所です。北傾斜の北側に人家がある訳です。担当委員から話が出ておりましたが、この人家に被害があるようなことがあつては、困ると思います。造成の仕方如何では、太陽光発電施設であれば南を向きたい訳ですから、どのような造成の仕方をするのかによって危険極まりない場所になってしまうということにもなるので、その辺りの指導をきちんとしていただきたいと思います。
議長	そうですね。このすぐそばでも、稼動している太陽光発電施設がありますね。
福田委員	申請地の西側に2軒の建物がありますが、その南側に太陽光発電施設が設置されてあります。以上です。
議長	今、間正委員がおっしゃったとおり太陽光発電施設は南西を向きますが、これは逆を向いており、今までに作った申請地の西側にあるのもそうだとことです。これだけ大きくなると確かに北向きを南向きに変えるということはそれを埋められると困るのですが、事務局の説明では、盛土はしないという計画になっているらしいです。
福田委員	傾斜地だから埋土は不可能だと思います。現場へ昨日も見に行ってきましたが。
議長	その辺りは、周りに被害が及ばないように見ていくしかないと思います。これで他に皆さんからご意見がなければ、このまま県に送りたいと思いますがいかがでしょうか。
間正委員	議長よろしいでしょうか。この案件については、もう少し調査する必要があると思いますので、保留にいただければ、私も見に行きたいと思います。
武政委員	人家もあることであり、後で農業委員会にて審議していないと非難されるよりは、保留にし、広すぎるので地元の農業委員に見てもらった方が良いでしょう。
池田芳野委員	農業委員会でのその土地を利用するという権限と太陽光発電施設について

	ては、建築する権限とについて、そのあたりの分け方はどうなのですか。
議長	そこまでは、農業委員会ができないことです。農地を転用することについて、許可するかどうかのことなので、建築してはだめだという権限はないです。
池田芳野委員	武政委員のおっしゃるとおり、後になってどうしてこのような大開発を許可したのだと言われる可能性はないとは言えないです。
高橋清一朗委員	審議は、十分して良いと思います。
池田芳野委員	審議をしても、どういう建築をするのかが分かっていないのだから審議は難しいです。
議長	建築に係る部分は、権限外なのですから、農地転用が妥当かどうかを審議して、意見をまとめるところまでです。
俣田委員	申請地の北の4軒は、どのような形態の家なのでしょうか。
議長	福田委員お願いいたします。
福田委員	これは、4軒とも建売住宅です。
池田芳野委員	個人的な意見を言わせてもらいますが、国道254号線を度々通りますが、4軒の建売住宅がありますけれども、北傾斜のゆるい場所のため、4軒とも日当たりが良さそうに見えるので、遊休農地であれば、太陽光発電施設を作っても問題ないと思います。しかし、面積が広いので雨水の問題が一番懸念されると思います。以上です。
小川委員	これほど広い転用申請をするのは、不審感を拭えませんが、太陽光発電施設がうまくいかなくて、撤退するときは、農地でなくなってしまいます。ここで時間をかけて話し合っても決まらないと思いますので、皆さんの意見で通すのか、一度保留にして考えるのか、議長のほうで諮っていただいて、進めていただければと思います。
議長	今、武政委員より手が挙がりました。お願いします。
武政委員	先ほど間正委員より1ヶ月調査して、来月総会にかけてもらえばどうですかという提案ですが、ここでやっても審議にならないと思うので、福田委員と間正委員でよく確認していただいて、これだけ広い面積なので、中途半端でやると後々良くないと思います。よろしくお願いします。
議長	ここで、休憩をとります。
(16:00)	休 憩
(16:10)	
議長	休憩前に引き続き、総会を再開いたします。

	<p>今皆さんから、ご意見が出ているのですけれども、慎重な意見で良いと思います。しかし、越権行為までになると困るのでその辺をどうするのか考えております。やはり農業委員会は、農地転用の許可ですので、その後の建築は、都市計画法の開発許可の方で指導はなされると思いますので、農地転用のことだけ考えていただいて、福田委員のご指摘のとおり、北傾斜でもなだらかな傾斜なので太陽光発電施設には良いということを最初に説明していただきました。地元の人が見て良いと思えば、それに農業委員会はまとまった方が良いと思いますので、それに皆さんに賛同いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし、の声あり)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2及び3の許可申請について、許可相当とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、埼玉県知事に許可相当と送付いたしますので、よろしく願いいたします。</p>
塩原委員	<p>農地転用の審査事項を見ているのですが、土砂の流出の災害発生のおそれがある場合は、審査しますと書いてあります。土砂の流出の災害発生のおそれがある場合を審査するのは、越権行為でない気もします。その辺りも確認していただけますか。</p>
議長	<p>そうですね。ありがとうございます。はい、亀田委員お願いいたします。</p>
亀田委員	<p>これは、都市計画法の開発許可の対象になるのですか。</p>
議長	<p>最終的には、3,000㎡を超えると県知事の許可になり、その前の常設審議委員会に議案が上程されますので、そちらからも様々な議論があると思います。皆さまがご存知のように、この会社は、今までも、太陽光発電施設を相当数手掛けている会社で、適切に設置している会社です。その辺りからも、適切に設置してくれるのではないかと思います。</p> <p>次、整理番号4について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号4をご説明いたします。申請人の住所及び氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町小平地内の田1筆と畑2筆です。面積は、記載のとおりです。権利区分は、賃貸借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、福島委員でございます。</p> <p>申請地は、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。</p>

	<p>た。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号4について、福島委員の報告をお願いいたします。</p>
福島委員	<p>31番福島清次です。この案件につきましては、2月の総会で申請された案件です。受人に聞いてみたのですが、許可がもらえないので、また申請したという話です。詳細については分かりません。事務局の方で補足説明をお願いしたいのですが。</p>
議長	<p>事務局、何か補足説明できますか。</p>
局長補佐	<p>事務局から説明いたします。今、福島委員がおっしゃったとおり、東電の需給契約ができていなかったため、書類不備ということで、受人から取り下げがありまして、再度、東京電力の契約を取り直したうえで、再度の許可申請でございます。以上です。</p>
議長	<p>この案件につきまして、皆さまよりご質疑ありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可相当とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号5について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号5をご説明いたします。申請人の住所及び氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の田1筆と畑1筆です。面積は、記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、浅見委員でございます。</p> <p>申請地は、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないも</p>

	のと思われます。以上でございます。
議長	整理番号5について、浅見委員の報告をお願いいたします。
浅見委員	5番浅見精治です。地図を見てもらっても分かりますが、受人と渡人は義理の親子関係になっています。審議よろしくをお願いいたします。
議長	<p>この案件につきまして、皆さまよりご質疑ありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可相当とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号6について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号6をご説明いたします。申請人の住所及び氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町八幡山地内の畑1筆です。面積は、記載のとおりです。権利区分は、賃貸借権です。申請事由は、資材置場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、武政委員でございます。</p> <p>申請地は、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	整理番号6について、武政委員に調査報告をお願いいたします。
武政委員	19番武政恒雄です。5-6の地図を見ていただけますか。これを見ると受人の土地だけでは形が悪くて、使い勝手が悪いということで渡人に話をしましたら快く貸してくれることになり、両方合わせると使い勝手が良くなるということです。よろしくお祈りします。
議長	<p>この案件につきまして、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号6の許可申請について、許可相当とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p>

	<p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号7について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号7をご説明いたします。申請人の住所及び氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑2筆です。面積は、記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、敷地拡張用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、宮部委員でございます。</p> <p>申請地は、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号7を宮部委員に調査報告をお願いいたします。</p>
宮部委員	<p>3番宮部延一です。5-7の地図を見てください。国道254号線バイパスの大きい会社の道を挟んだ東側の所が申請地です。審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>整理番号7につきまして、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号8について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号8をご説明いたします。申請人の住所及び氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町上真下地内の田1筆です。面積は、記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、林委員でございます。</p> <p>申請地は、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、転用目的が農家の分家住宅であるため、許可相当になるものと思われま</p>

	<p>す。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号8について、林委員に調査報告をお願いいたします。</p>
林委員	<p>18番林秀信です。渡人と受人の関係は受人が娘婿になります。5-8の地図を見ていただければと思います。ここは、1年位前に申請が出て、測量をする人がいたので家ができるのかと思いましたが、この度、私が調査することになりました。この部分は、全体的に児玉土地改良区で区画整理した場所なのですが、申請地の一区画が受人の土地です。審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>この案件は、農振除外案件だったのですね。 この件につきまして、皆さまよりご質議がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号8の許可申請について、許可相当とすることにご異議ございませんか。よろしいですか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、第22号議案本庄市環境審議会委員の推薦についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>第22号議案を説明いたしますので、議案書23ページをご覧ください。第22号議案本庄市環境推審議会委員の推薦について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、平成28年5月31日をもって環境審議会委員の任期が満了となることに伴い、本庄市環境基本条例第24条第2項第2号の事業者として、本庄市長から1名の推薦を依頼されたものでございます。議案内容ですが、本庄市環境審議会委員の推薦について審議を求めるものでございます。本日提出、会長。 参考として申し上げます。農業委員会からの推薦により現在、環境審議会委員を委嘱されておりますのは、坂本委員でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>本庄市環境審議会委員の推薦についてです。ただ今、坂本委員が農業委員会から推薦されておりますが、坂本委員いかがでしょうか。</p>
坂本委員	<p>はい。</p>
議長	<p>再度、お願いしてよろしいですか。</p>
坂本委員	<p>はい。</p>

議長	<p>本泉地域は、環境で一番大変なところなので、お諮りいたします。環境審議会委員として坂本委員を推薦することでご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、引き続き、坂本委員に本庄市環境審議会委員をお願いいたします。</p> <p>続きまして、報告事項へ入ります。報告第12号農地法第3条の3の規定による届出についてを上程いたします。事務局より説明お願いいたします。</p>
事務局長	<p>報告第12号をご説明いたしますので、議案書24ページをご覧ください。報告第12号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、議案書25ページ、26ページをご覧ください。専決処分件数は、4件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告事項でありますので、ご了解いただきたいと思えます。</p> <p>次に、報告第13号を事務局よりお願いいたします。</p>
事務局長	<p>報告第13号を説明いたしますので、議案書27ページをご覧ください。報告第13号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、農地法第4条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、議案書28ページをご覧ください。専決処分件数は、1件でございます。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告事項でありますので、ご了解いただきたいと思えます。</p> <p>次に、報告第14号を事務局よりお願いいたします。</p>
事務局長	<p>報告第14号を説明いたしますので、議案書29ページをご覧ください。報告第14号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、農地法第5条第1項第6号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p>

	<p>届出内容については、議案書30ページ、31ページをご覧ください。専決処分件数は、10件でございます。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合はあらかじめ農業委員会に届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>これも報告事項でありますので、ご了解いただきたいと思います。以上で報告事項を終了いたします。</p> <p>次に、その他ですけれども、委員の皆さまより何かありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>皆さまのご協力により、付議事件は全て終了しました。ここで、議長の座を降りさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から、その他の連絡事項ということでご説明申し上げます。A4の1枚ペーパーをご覧ください。</p> <p>まず、5月の総会予定でございます。5月25日水曜日本庄市役所大会議室で予定してございます。よろしくお願いたします。</p> <p>2つ目です。全国情報会議の報告についてでございます。4月5日椿山荘へ会長、女性委員3名、事務局の5名が出席をいたしました。本庄市は全国農業新聞優秀農業委員会団体等表彰を受賞いたしました。表彰状及び記念品を受領して参りました。県内では3、農業委員会が受賞をいたしました。記念講演を聴いて参りました。講師は、鹿児島県鹿屋市串良町柳谷自治公民館長の豊重哲郎さんでございました。テーマは、「みんなで取り組むまちおこし・むらおこしー農業委員・農地利用最適化推進委員の集落活動のヒントー」ということで講演をいただいたところでございます。</p> <p>3つ目です。児玉地方農業委員会連絡協議会総会についてでございます。5月19日木曜日午後4時から開催予定をしております。本庄市役所を会場にいたします。会長と会長代理の出席予定をお願いいたします。後日、開催通知を発送させていただきます。</p> <p>4つ目です。平成28年熊本地震災害義捐金の協力についてということで、2件から義捐金の募集の協力依頼が届いております。1つ目が農業委員会系統組織による義捐金募集でございます。こちらは全国農業会議所から県の農業会議を通して、各市町村の農業委員会への協力依頼でございます。参考としては、5年前の東日本大震災の時も義捐金を協力</p>

	<p>しておりました、委員1人あたり、記載の額を本庄市の農業委員会は協力をしております。2つ目が本庄市社会福祉協議会から市職員への協力依頼がございました。こちらは義捐金の箱がそちらに記載のとおり場所に設置されておりますので、それぞれ協力するものでございますけれども、こちらは、日本赤十字社の埼玉支部を通して義捐金の依頼がきております。参考としては、同じく東日本大震災の5年前の時も、委員1人あたり、記載の額を協力されております。これらの義捐金の額については、総会終了後、ご協議いただきたいと思います。</p> <p>5つ目です。平成28年度の緑の募金運動への協力についてということで、1枚リーフレットがお手元に配付してございます。こちらは、公益社団法人埼玉県緑化推進委員会からのビラですけれども、元はこちらに記載の公益社団法人国土緑化推進機構が主催者でございます。全国農業会議を通しての協力依頼でございまして、委員1人あたり百円の募金協力ということで例年どおり協力をしたいと考えております。よろしくお願いたします。緑の羽根を机の上に配付しておきましたので、それぞれお持ちください。</p> <p>6つ目です。その他といたしまして田端会長の来月のスケジュールを記載しておきました。埼玉県農業会議他4つの会議が予定されております。以上です。</p> <p>最後に、閉会の言葉を井上会長代理にお願いします。</p>
井上会長代理	<p>皆さん、慎重審議ご苦労様でした。</p> <p>これで、第4回農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労様でした。</p>

平成28年第4回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	平成28年4月25日(月)						
開催場所	本庄市役所 大会議室						
開会時刻	午後3時						
閉会時刻	午後4時50分						
会長	田端 講一						
会長代理	清水 茂則 ・ 井上 孝						
議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人
1	津久井伊知衛	出席		20	亀田 伸一郎	出席	
2	飯島 和憲	出席		21	高橋 清一朗	出席	
3	宮部 延一	出席		22	小暮 明男	出席	
4	杉田 康隆	出席		23	小山 文子	出席	
5	浅見 精治	出席		24	庄田 榮	出席	
6	小川 忠	出席		25	堀口 隼雄	出席	
7	俣田 裕	出席		26	池田 稔	出席	
8	長沼 茂夫	出席		27	田端 講一	出席	
9	松本 健治	出席		28	金井 一吉	出席	
10	細野 林之助	出席		29	高橋 博	出席	
11	奥原 定雄	出席		30	欠 番		
12	金井 裕	出席		31	福島 清次	出席	
13	細野 俊文	出席		32	福田 光男	出席	
14	清水 茂則	出席		33	池田 芳野	出席	
15	塩原 英彦	出席		34	関根 道夫	出席	
16	井上 孝	出席		35	間正 始	出席	○
17	坂本 静枝	出席		36	関根 延一	出席	○
18	林 秀信	出席		37	荻野 浩	出席	
19	武政 恒雄	出席					
説明員							
事務局長 局長補佐兼農地係長 主査		飯塚 正英 中西 稔彦 中村 真敏					
書記							
主査		中村 真敏					